

君らは「インボイス」って知ってるかな?

なんかカッコいい! 新しい映画のタイトル?

ちがうよ~! 来年からはじまる制度で、消費税の計算にかかわる新しい制度のことですよね。

そうそう。プリンちゃんは買い物した時、消費税って払うよね。

もちろんよ。普通は10%だから、1,000円なら100円ね。

じゃあ、その100円の税金は誰が納めるの?

それはお店の人でしょ?

でも、そのお店の人でも商品を仕入れた時に卸業者さんにいくら消費税を支払っているでしょ。

あら、そういうことになるわね。

だから仕入れの際にすでに支払った消費税分については、お店の人はもう納めなくてもいいってことにならない?

そのへんのことをしっかりとインボイス(適格請求書)に記しておいて納めれりや納め過ぎのないようにしよう、という目的で作られた制度なんですね。

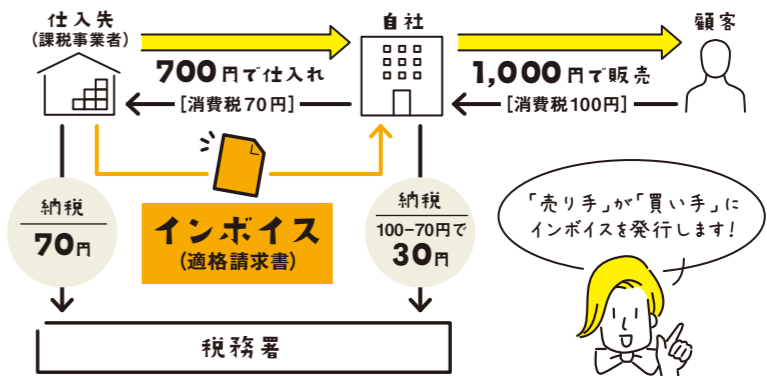
会社はもちろん、これまで一定の条件のもとで消費税の納付を免除されていた個人事業主やフリーランスの人にとっても大事なところらしいよ。

「インボイス制度」とは

「仕入税額控除」のことで、仕入れの際に売り手(仕入先)から発行された「インボイス(適格請求書)」に記載された消費税額を納付税額から控除できる制度です。この場合、消費税は自社が売上げた際の「売上税額」と自社が仕入れた際の「仕入税額」の差額のみを納付します。インボイスを発行するためには課税事業者(適格請求書発行事業者)に登録する必要があります。

※「PRI-O」2021年10・12月号、2022年4月号の「Adviser's Room」参照

インボイス制度を利用した場合



よく調べたな、フォント君。

じゃあもし、仕入先が課税事業者じゃなくてインボイスを発行してくれなかったら、売上税額を全部納付しなくちゃいけないことになるわね。

そのとおり! だから同じ商品やサービスなら、買い手のほうは仕入税額控除が利用できる課税事業者から仕入れようとするようになるじゃろうな。

特に、免税事業者は、今後課税事業者になるかどうかの選択を迫られることになりそうですね。

2023年の10月からはじまる制度なんじゃが、登録申請はもうはじまってあって、基本的には来年の3月末までに申請を済ませておかないといかんからな。

申請は早め早めにね。わたしも早く宿題終わらせちゃおっと。

**RMGT**

ともに、世界へ彩りを。

リョービMHIグラフィックテクノロジー株式会社  
西日本本社 〒567-0865 大阪府茨木市横江2-20-43  
TEL 072-655-0182 <https://www.ryobi-group.co.jp/graphic/>

SCREEN

オンライン校正で働き方を変える!

Webポータルシステム  
**EQUIOS Online**

株式会社 SCREEN GP ジャパン 大阪支店 / 06(6531)0333  
〒550-0011 大阪府大阪市西区阿波座二丁目1-1 大阪本町第一ビルディング5階

AR付印刷ツールならNPCにお任せ!!

まずはARアプリ「あるぞうくん」を体験しよう!

STEP1 ダウンロードをします  
STEP2 専用QRを読み込む  
STEP3 スマホをかざす

株式会社 NPC コーポレーション URL: <https://www.naniwa.com>

大阪本社 大阪府北区天満1-9-19 Tel:06-6351-7271 Fax:06-6352-7479  
東京支社 東京都港区赤坂2-2-21 赤坂パークビル Tel:03-3433-5211 Fax:03-5776-7733  
京都オフィス 京都市左京区田中下町1-5 日の出ビル202号 Tel:075-706-6061 Fax:075-706-6063

機密文書 処理事業

内職事業

4030 SHIOZAWA

株式会社 シオザワ

〒577-0006 東大阪市楠根 3-5-34  
TEL : 06-6745-7876  
FAX : 06-6745-4040

企画制作事業

用紙 販売事業

FSC 10530086